

警察庁風俗行政研究会
座長 前田雅英 様

特定非営利活動法人 全国偽装ラブホテルをなくす会
代表 馬場敦子

子どもの教育環境及び市民の住環境を安心・安全かつ清純に保つ政策について(意見)

風俗行政研究会の委員の皆さま及び関係各省庁の皆さま、全国各地で問題化している「偽装ラブホテル」の抜本的問題解決のために取組んでいただきありがとうございます。第 2 回風俗行政研究会において示された「ラブホテル等の要件に関する論点」等について当会の意見を下記のとおり申し上げます。

記

1 「子どもの教育環境を安心・安全かつ清純に保つ権利」と偽装ラブホテル経営者の「営業の自由」について

「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」(教育基本法第 1 条) と教育基本法において教育の目的が規定されています。また、少子化が急速に進み社会問題になっている現在においては、子どもに対する教育の重要性は一層増しています。さらに、教育は民主国家の存立と発展を担う健全な国民の育成という重要な意義を有しています。

一方、偽装ラブホテル経営者の主張する「営業の自由」は憲法 22 条において規定されているように「公共の福祉に反しない限り」との制約があります。また、偽装ラブホテル経営者の主張する既得権は一般ホテル・旅館の営業に関するものです。さらに、施設の営業目的は「専ら異性を同伴する客の宿泊(休憩を含む。)の用に供する」ためのものであり、風俗利用に顕著なように施設利用者は子どもを生み育てることに繋げるものではなく、大人の快楽を追求することが主眼とされています(ビジネスホテルには見られない違法な SM 設備及び避妊具の各室備置が証左)。

はたして「子どもの教育環境の保全」と「大人の営業の自由」が同一次元で論議されるべき問題なのでしょうか。「心身ともに健康な国民の育成」という教育の目的が達せられることなくして、健全な企業倫理を具した経営者が育成されることはありません。かかる観点からも、子どもの教育及び良好な教育環境の確保は最優先の位置づけがなされるべきと考えます。

当会は、ラブホテル一般を取上げているものではなく、現行法の 200m の営業禁止区域の「実質的」な徹底を行ない、幼稚園・小学校等の学校施設等及び住宅地における環境を安心・安全かつ清純に保持することを要望しているものです。

昭和 47 年の「モーテル規制」では既得権を認めなかったにも拘らず、昭和 59 年の「ラブホテル規制」では既得権を認めたがために、現在でも営業禁止区域でラブホテルが営業されています。当時の保護者が学校周辺の清純化を強く要望したにも拘らず、改正によって結果としてラブホテルが堂々と学校施設周辺で営業できることになりました。

今回の政令改正が既存の偽装ラブホテルに「お墨付き」を与える形にならないことを強く要望します。

2 各論点の〈留意点〉において論じられている「風営法の目的との関連において合理性を有するか」について

各論点で取上げられている施設要件は、既に各自治体で規定されているものがほとんどであり、自治体によってはより厳しい要件を設けている事例もあります。かかる観点を十分考慮いただき、各自治体の実績を法制化していただきたく思います。

全国の条例の実績が積上げられ法律の制定に至ることがあります。例えば、全国各地で行政情報の開示請求が盛んに行われ「情報公開条例」が制定された結果、遅れること約 20 年経って「情報公開法」が制定されました。

しかし、国において法律制定が遅れたために請求手続が各自治体において異なるという事態に陥っています。国民のための地方分権をマジックワードとして依用し、各自治体に無用の混乱と負担を強いることがないことを要望します。

辻義之課長が本部長として赴任されていた和歌山県でも、偽装ラブホテルの問題が赴任前の平成 16 年 6 月県議会
で取上げられています（海南市の名園 [] の前で、子どもたちに人気の自然博物館や子どもプールのすぐそ
ばに「レディスホテル」としてオープン・営業開始）、現在も [] は名
園・温山荘園の風情を害する著しく奇異な外観を備えて営業を継続しています。

3 風適法の目的

風適法では、「この法律は、善良の風俗と清浄な風俗環境を保持し、及び少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防
止するため、風俗営業及び性風俗関連特殊営業等について、営業時間、営業区域等を制限し、及び年少者をこれらの
営業所に立ち入らせること等を規制するとともに、風俗営業の健全化に資するため、その業務の適正化を促進する等
の措置を講ずることを目的とする。」（風適法第 1 条）と目的が規定されています。これは消極的・警察的規制を主眼
とするものですから、戦後の発展初期の自動車産業保護のように産業を積極的に保護育成する趣旨のものでありませ
ん。よって、規制を強化することによって業界にとってはメリットが無いとの主張は全く意味をなしません。

ただし、規制の徹底によって脱法行為を行い禁止区域で営業している業者の営業が認められなくなることで、コン
プライアンスを実践している業者が間接的に保護されることにはなると考えます。

4 ラブホテル業者に対する融資について

風適法の対象となったために融資が受けられなくなるとのことですが、当会が確認しましたところ融資は地銀・信
金・信組・ノンバンク・国内外ファンドを中心に積極的に行われております。具体例として、4 号ホテルに関しては
[]
[] 中学校がある禁止区域で営業) が、[] 信用組合」より根抵当権
を設定し融資を受けています（別添 1 参照）。次に、兵庫県警が摘発した偽装ラブホテル []
[] は [] 銀行」より融資を受けています（別添 2 参照）。最後に、[] 大学大学院の近隣の 4 号
ホテル「[]」は「[] 銀行」から融資を受けています（別添 3 参照）。

また、「偽装ラブホテル」に融資を行っている金融機関の社会的・道義的責任も問われるべきと考えます。

融資の審査が厳しいのは、コンプライアンスを実践して営業禁止区域外で営業を行っている業者であると思われま
す。営業禁止区域外は立地条件等も影響し投下資本の回収が困難になることが多いと聞きます。「正直者が馬鹿を見る」
皮肉な結果になっています。

5 最後に

現在偽装ラブホテルは検索サイトに登録されているだけで約 8500 件、実数はそれ以上と容易に推測されます。
この数値は大手コンビニエンスストア [] 月末現在) とほぼ同数かそれ以上です。

現在、風適法違反の起訴事実で公判中である被告人 [] に対して検察官は、「懲役 1 年・各会社に罰金 100 万円」
を求刑しました。摘発された 2 店舗の粗利益は数億円。その他のグループ店で違法営業の事実を供述していますが、
捜査に着手・摘発したのは兵庫県警だけです。

「玉虫色の決着」「問題の先送り」は、偽装ラブホテル問題を悪戯に複雑化するだけで全国各地で展開中の運動が水
泡に帰すこととなります。**当会は自分たちの地域だけ問題が解決されることを望んでいません。同じ苦しみの中で懸命
に運動を続けている全国各地の子どもを持つ母親たちのための政令改正を要望します。**前田座長はじめ各界の権威であ
られる委員の先生方と、風適法関係の論文を多数執筆され風適法を熟知されている辻課長の叡智を結集していただき、
脱法業者等からの外圧に屈することなく、この問題の抜本的解決の最初の一步にさせていただきたく思います。

最後に、北海道で同じく偽装ラブホテル問題に取り組んでいる団体からのメールの一部をご紹介します結び
とさせていただきます。

**「<花壇の看板>「すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、悪い環境からまもられる」(児童憲章 9 条)が花
壇に立つ。花はしっかり根付いてきました。」**

以上

別添資料目次

1. 新生銀行広告	4
2. ロイター日本語ニュース（2009年03月19日）ラブホテルファンド	5
3. 1996.02.07 朝日新聞朝刊 宮城 総合住金、融資額の半分は住宅向け以外に 政府の住専調査報告／宮城	7
4. [REDACTED]	8
5. [REDACTED]	27
6. [REDACTED]	36